多議会だより

発行 岩内町議会 編集 議会運営委員会 〒045-8555 北海道岩内郡岩内町字清住258 ☎ 0135-62-1011 FAX 0135-62-3465 メールアドレス

iw-gikai.282283@water.ocn.ne.jp









交通安全呼びかけ!

2011. ¶¶ No. 1 14

4名の議員による一般質問 ………P2~P9

第3回定例会報告 ······P10

谷 雅 明

わが町にも住宅改修促進

補助事業を

■質 問

ちます。 業又、個人自営業などの 設業・設備業・電気工事 業績不振などが多く目立 低迷する町内の住宅建

でいます。 修助成事業が話題を呼ん 今、全国各地で住宅改

業を行う予定はないのか と相談を受けます。 も、他市町村で実施して いる住宅改修促進補助事 町民のみなさんから

思います。 雇用の安定にと繋がると な生活環境になり、町の 補助事業を行うと、多く の町民のみなさんが快適 わが町で住宅改修促進

所見は。 事業についての、 一、住宅改修促進補助 町長の

の町民のみなさんが快適 二、わが町として多く

況が変わります。

施の予定はあるか。 宅改修促進補助事業の実 雇用の安定にと繋がる住 な生活環境になり、町の

町

則所有者が行うべきです を指します。 リフォーム促進事業とも や耐震化、老朽化改修等 言われ、バリアフリー化 こうした改修等は、 **一、二、**この事業は、 原

と期待されています。 化改修費に限度額を定 ており、地域の活性化に 進や経済波及効果を兼ね て、 バリアフリー化や耐震 助成を実施し、一般 地域の住宅施策の推 長引く不況下におい

の依存度等により実施状 入は、人口規模や経済 世帯の状況、 リフォーム改修事業の導 産業構造、住宅所有状況、 公営住宅へ

> 討も必要です。 公営住宅跡地等を活用

す。 た施策方針を検討しま 理し、地域の事情に応じ は、住宅事情の課題を整 予定の町住生活基本計画

もあるようです。 簡単な検査で、特定健診 検査は採血検査で済む

ついての町長の所見は。

んを発見できる取り組み 早期に、 前立腺が 助成や住環境づくりの検 戸建て住宅新築に対する した定住人口策の分譲や

特定検診時における男性特有の

そのため、本年度策定

■ 質 問

検診時に町として公費助

として、特定健診の折に

がん検診の助成促進を

成導入の予定はあるか。

PSA検査を受けること ことが大切で、定期的に 果的に行うには、症状が が重要と言えます。 出る前にがんを発見する 前立腺がんの治療を効

て頂きたいと思います。 を公費で少しでも助成_ 特定健診の折に検診費用 予想されますので、是非 の折に実施している町村 亡者の上位になることが 近い将来、男性がん死

前立腺がん検診に

いません。 事業での実施を推奨して あり、厚生労働省は検診 有用性の確立が不十分で ついては、PSA検査の しかし、 前立腺がんに

がら、判断していきます。 生労働省の指針の策定状 検査の有用性の確立や厚 ますが、今後は、PSA 慎重な対応が必要となり る事業の実施には極めて 況などを充分に見極めな 従って、公費助成によ

■ Bj

期発見と早期治療が期待 しています。 検査の一つであると認識 されることから、 に加え、血液検査(PS A検査)の導入による早 は、これまでの触診検査 一、前立腺がんの検診 有効な

ています。 類を実施することになっ 乳がん・大腸がんの五種 子宮がん・肺がん・ 的根拠に基づき、胃がん・ 厚生労働省が認めた科学 生労働省の指針により、 事業は、健康増進法と厚 二、市町村のがん検診



議員(日本共産党議員団

泊原発三号機のプルサーマル計画に 関するシンポジウムについて

問

町長の見解は。 号機の新増設の可否を問 れていくことについて、 演出され、ことが進めら ような形で、住民合意が せ」指示が発覚し、この う住民説明会でも「やら 一、北電は、泊原発三

場で行われたアンケート で、参加者の五十五%が ブルサーマル計画に理解 今必要なことは直ちに

二、シンポジウムの会

を示し、この結果をもと へと経過していきます。 のプルサーマル計画容認 議に反映され、高橋知事 催されず、有識者検討会 に以後シンポジウムは開

長の見解は。 回することと思うが、町 を中止すること。 泊原発三号機の営業運転 プルサーマル計画を撤

> 内の住民アンケート調査 に行った泊原発三十㎞圏 に減らし、他のエネル 十一%、原発を段階的 おり原発に頼るべきだ ギーについて、今までど によると、将来のエネル ギーに転換するべきだが 八十九%になっていま 三、北海道新聞が七月

えるべきだとの回答が 二十二%に対し、原発に 七十七%となっていま 頼らない経済振興を考 経済振興を図るべきだ 振興について原発中心の のアンケートでも、経済 いる地元四町村の住民へ 原発の交付金を受けて

はないか。 の変化とその声を尊重し く責務を負っているので 町長はこのような民意 町政に反映させてい

> の声です。 をというのが、町民多数 自然エネルギーへの転換 四、原発はいらない、

が、見解は。 入れるべきと思います 力、北海道に対して申し 計画の撤回を北海道電 転の中止、プルサーマル 泊原発三号機の営業運

■ Bj 長

ての見解については、ま 残念であると考えます。 のと考えており、ご質問 員会」が設置され、事実 ウム等に関する第三者委 果となったことは紛れも 域住民の信頼を損なう結 原子力発電所に対する地 の住民合意の演出につい 確認が厳正に行われるも ルサーマル公開シンポジ ない事実であり、非常に いては、北電、ひいては、 ただ、九月三日に「プ 一、この度の問題につ

ず、当該委員会による調 断したいと考えます。 査結果の公表を待って判

る。」との報告がなされ り「検査結果は良好であ 原子力安全・保安院よ 承知しています。 の確認が行われたものと 会で、各種の検査結果等 さらに、原子力安全委員 た最終検査については、 二、四、八月に実施され

す。 価できるものと考えま が加えられたことは、評 全委員会の確認プロセス 子力安全・保安院による 査にあたり、これ迄の原 合否の判断に、原子力安 私は、この度の最終検

分踏まえた中で、国の安 画については、有識者検 のご意向やご要望等を十 止め、さらには、町議会 討会議の提言を重く受け 次に、プルサーマル計

す。 旨の回答をしたもので 全審査を前提に了解する

従いまして、

泊発電所

いません。 を求める考えには至って ては、現段階で、北電等 三号機の営業運転および に対し、中止や白紙撤回 プルサーマル計画につい

す。 審議等の経過を注視しま 民意に配意しながら、今 れるものと考えており、 ギー対策について議論さ エネルギー調査会では、 画の改定を行う総合資源 三、エネルギー基本計 国の中長期のエネル

ネルギー安定供給の観点 割や重要性は高まってく 能エネルギーについて なくとも現時点では、エ るものと考えますが、少 は、今後、果たしうる役 何れにしても、再生可



ます。 す役割には変わりはない ものとの認識を持ってい から、原子力発電が果た



指定管理者制度の適切運用について

■質 問

がなかったか。 務を委託や請負にしたこ とで住民サービスの低下 老人ホームなどの給食業 一、保育所、 中学校、

強いているのではない い求め、労働者に負担を 会社が、経費の削減を追 二、委託や請け負った

利用が減少してきている のではないか。 での利用が行われていた は地元調達など地産地消 に変わり地産地消・地元 が、直営から委託や請負 三、食材の購入などで

数の雇用になったか。 の削減は非正規労働者同 員は何名削減になり、そ ことでこの五年間で正職 定管理者制度を導入した 四、定員管理では、指

は同数が雇用になったか。 各中学校の調理職員

> たか。 どのような効果が生まれ 導入することで町として 指定管理者制度を

か。 ような内容と受け止めた 運用通知についてはどの 七、指定管理者制度の

の目的は。 Ύ 郷土館の施設設置

ような効果を得たか。 度を導入したことでどの 財政面で、指定管理者制 九、住民サービス面と

目的は。 Ļ 美術館施設設置の

うな効果を得たのか。 を導入したことでどのよ 十一、指定管理者制度

目的は実現しているか。 本来の指定管理者制度の の質の向上を図っていく ることで、住民サービス 有するノウハウを活用す <u>+</u> 民間事業者等が

たのではないか。 革プラン』として策定し な指針」による『集中改 改革の推進のための新た 方公共団体における行政 務省)から示された「地 等を基本とし、国(総 な考え方や重点推進事項 も自立に向けての基本的 十三、岩内町において

来の役割を発揮し、「公 と思うがいかがか。 の施設」の充実を図るこ 福祉を増進するという本 自治法に基づいて、住民 自治体が、憲法及び地方 捨てるのではなく、地方 とこそが求められている して住民サービスを切り ン」を楯に行政改革と称 十四、「集中改革プラ

取り組むのか。 通知を受けてどのように ですが、町としてはこの 務省が通知しているもの 員雇用で運営するよう総 の撤回を行い、正規の職 管理者制度を見直し導入 十五、国の通知は指定

> 受 が 求められていると思う 本的な改善を図ることが 食等も委託や請負から直 特別養護老人ホームの給 証し、保育所や中学校、 ど 個々の施設ごとに検 ディサービスセンターな 営に戻すことを含めた抜 十六、総務省の通知を 郷土館、 美術館、

■ 町

り、 施されるよう努めてお いものと考えています。 づき、円滑かつ適正に実 しつつ、関係法令等に基 招くことがないよう配慮 一、給食の質の低下を サービスの低下はな

ものと考えています。 負担を強いることはない 容を確認し、不適切な積 の措置を講じ、 算がある場合は、 や社会保険などの労務内 一、調理員の賃金単価 労働者に 改善等

> 削減はありません。 職員配置で、

理は公共的団体に委託を

し、制度導入後も同様の

正規職員の

して学芸員を配置し、管

養士が作成する献立に基 三、食材の購入は、 栄

えています。 減少していないものと考 から購入し、地元利用は 委託前と同様に地元業者 先は町が指示しており、 発注していますが、購入 づき、請負業者が食材を

ら、削減はありません。 員を配置していたことか 職員の館長と臨時事務職 ンターは、制度導入以前 導入している施設は四施 員を配属しておらず、郷 を委託していて、正規職 より、公共的団体に管理 ター及びデイサービスセ 設ですが、老人福祉セン 土館については、非常勤 匹 美術館は、正規職員と 指定管理者制度を

ています。 数を確保していると聞い 一校とも民間委託前と同 五、教育委員会からは、

> めの施設管理手法の一つ 財源を有効に活用するた 十分に勘案し、限られた 法、維持管理経費などを 設の機能・役割、運営方 ですが、一方では、各施 質問にもあるとおり 制 度の 目

でもあります。

的の実現について判断す 現されているものと判断 運営が図られていること 地域住民と一体となった 画展などの開催により、 者の専門性を活かした企 ており、また、指定管理 導入後、適切に運営され べきと考えており、 に勘案し、その効果や目 しています。 などから、その目的は実 町は、これらを総合的 制度

項は、 ど八項目にわたり留意す べき点について記載され 理者における法令遵守な 業計画書の提出、指定管 公共サービスの水準の確 保、指定期間の定め、事 t 制度導入の可否、 通知の具体的な事

ています。 ており、 めるものであると認識し 適切な運用を図るよう求 分理解した上で、制度の 制度の趣旨を十

目的は、 郷土美術、 等に関する資料を収集 開拓の歴史、民俗、産業 資するためとしていま に、産業、 民の観覧に供するととも し、保管展示して広く住 八、九、郷土館の設置 条例で、 文化の向上に 経済の興隆と 岩内町

ると、教育委員会から聞 館の活性化が図られてい 観覧者も増加するなど、 ど、地域に親しまれる館 収入は管理委託料と観覧 いています。 として運営されており、 んだ事業を開催するな 展や地域の方々を巻き込 定管理者として各種企画 果が見られてはいません を定めていて、顕著な効 負担がないように委託料 料であり、 政面では、 が、サービス面では、指 導入による効果は、 指定管理者の 指定管理者の 財

> めとしています。 と教育の振興に資するた る岩内美術文化の普及と 金次郎の作品を中心とす 置目的は、条例で、木田 継承を図り、地域の文化 十、十一、美術館の 設

動が進められ、合わせて、 理者として専門的立場か とから、顕著な効果が れていると、教育委員会 地域住民の絵画や美術品 ら、自主性に富む企画展 見られてはいませんが から聞いています。 の鑑賞の場として運営さ とにより、幅広い美術活 サービス面では、指定管 に委託料を定めているこ 政面では、郷土館と同様 や各種事業を展開するこ

は、 ける一つの取組事項とし 営についても、 0 て検討を進めました。 大綱に基づいたものであ いて策定した新行政改革

> ません。 断しており、指定管理者 制度運用されていると判 では、制度導入の見直し がなされるなど、民間の を検討する状況にはあり が図られていて、現時点 した企画展等の取り組み の専門性や自主性を活か ノウハウを活用した運営 十五、各施設は適切に

導入による効果は、財

に努めます。 な管理運営・業務の実施 た、より効果的・効率的 置目的や業務内容に応じ した上で、その施設の設 の施設や業務を十分把握 てきており、今後も個々 な管理運営・執行に努め 十六、これまでも適正

十三、十四、基本的に 施設の設置と管理運 町の自らの責任にお 大綱にお

地域防災治水対策について

■質 問

所 よる岩内町での被害簡 一、十二、十三号台風に 程度は。

地域はどこか。 水を受けた被害の箇所 二、岩内町で、床下浸

と降水時間は。 月二日、午前中の降水量 三、被害の多かった九

量は。 影響による地域への降雨 四、十二、十三号台風の

れたのか。 に対策はどのように行わ 五 昨年の集中豪雨後

どう行われたのか。 た道路への改善・対策は 六、前回も冠水になっ

だした原因はどこにある と考えているか。 t 今回の状況を生み

> 多いのは排水溝との関係 因があるのではないか。 で雨水を処理できない原 ハ、相生地区に冠水が

雨水処理対策はどうする 九、高校住宅前道路の

たのか。 後どのような対策を講じ + 昨年のゲリラ降水

な対策は。 究明と改善方法・根本的 を求めているが、 眠れない」と緊急な対策 なる住民は「不安で夜も 十一、雨水の通り道に 原因の

策を取ろうとしているの と思うが、どのような対 年と何ら変わっていない 十二、今回の状況は昨

雨水対策でチップ材の撤 去も必要ではないか。 十三、側溝の確保など

> とが必要ではないか。 額しこまめに対応するこ 清掃、排水溝のない地域 修工事や定期的な側溝の への新設なども予算を増 世四、 用・排水路の改

要と思うが。 布設などの雨水対策が必 十五、宮園地区の側溝

として取り組むべきでは ら東宮園二号橋付近は付 橋から老松橋。宮園橋か さ上げは必要で、特に柳 ても運上屋川の堤防のか 近住民の安全安心の対策 十六、今回の降水を見

必要と思うがいかがか。 治水対策の見直し強化も 十七、基本計画にある

十二mの決壊と、敷島内 所が被害を受けています。 土砂の吸い出しなど二箇 地区の当別川で護岸背面 区の運上屋川で護岸延長 一、河川では、 高台地

三戸が発生しています。 冠水が三箇所と床下浸水 相生地区で道路の

時間雨量は百四十三ミリ 九十三.五ミリで二十四 時までの十二時間雨量は 午前〇時から十二

十ミリです。 四 降雨量は、 二百七

の排水溝では、流下能力 作業を実施しました。 の向上を図るための清掃 対策は、 ゼ 昨年の集中豪雨後 冠水した地域

とが冠水の原因と考えて 強度が強くなっているこ ていること、 降雨到達速度が速くなっ 路面の増加で、 と、市街地化による舗装 水管の流下能力が低いこ 急勾配の確保が困難で排 平坦な地域特性により、 ますが、広い集水面積と 東川や運上屋川を流末と した排水計画となってい 発生する相生地区は、 六、七、八、 近年の降雨 冠水が多く 流末への 野

> 後、 計画の策定を進めます。 での集水量や既存排水管 できる人員の配置により 降雨時の応急対策として の調査を行い、 対応してきましたが、今 プの準備 土のうの確保、 存排水溝の清掃を図り この対策としては、 相生地区の広い範囲 これらに対応 水替ポン 排水処理 既

図ってきましたが、今後 は、 前 を整備します。 を確保し、 街路整備に合わせて流末 整備計画される高校前通 して集水能力の向上を レーチング蓋に一部交換 道路の雨水処理対策 九 コンクリート蓋をグ 岩内高校教員住宅 本路線の排水

行い、 害原因は、 図りましたが、今回の被 は、 裏通りの各路線の対策 不足していると判断して して排水管の流下能力が 道道野束清住線、 十、十一、高校前通り、 側溝清掃を重点的に 流下能力の向上を 強い降雨に対 女学校

このため、

岩内高校か

接続のため、 にしたいと考えます。 修方針に合わせての対応 は流末が国道流雪溝への 対策検討、 線は北海道と協議しての ての整備、 通りの街路整備に合わせ ら宮園橋の区間は高校 女学校裏通り 道道野束清住 流雪溝の改

す。 事業により、 策は、 整備されており、町が検 に向けた検討を進めま 道と協議しながら、改修 討している計画案を国・ の三者による費用負担で <u></u> 流雪溝は冬トピア 流雪溝の改修対 国と道と町

ます。 パトロ 際の作業が容易になるな 状況もあり、 などにより散乱している と判断していますが、風 ど一定の成果が出ている 成を抑えること、除草の は、チップ材が雑草の育 布 設したチップ材の撤去 十三、歩道の緑地帯に ール強化で対応し 道路管理の

> 額は、 の必要性を強く認識して 害の発生を予防するため れる集中的な豪雨から水 います。 に、より安全な排水施設 水施設新設などの予算増 工事と側溝清掃及び排 町は今後も予想さ 用・排水路の改

す。 を進めるように考えま 討を行い、 域 このため、 の状況等の調査を行 工事実施に向けた検 計画的に整備 冠水危険区

す。 に配分し、維持管理体制 側溝清掃等の予算を適正 を強化しながら管理しま また、 当面 の対応は、

計画路線として予定され 摘の路線は、 進めてきましたが、ご指 る効果等を勘案しながら 住民からの新設要望や町 これまで側溝の整備は、 討します。 今後の整備箇所として検 ていませんでしたので、 が現地を確認し整備によ 未整備箇所への対策は、 五、 宮園地区の側溝 側溝整備の

> 管理に努めます。 草刈及び中州の撤去など た護岸の補強や河川内の 安心の対策は、 を定期的に実施し、 運上屋川の安全 老朽化し 河川

護岸の補強や河川内の草 度は非常に強い傾向にあ 性を検討します。 上げなど対策工事の必要 危険箇所の部分的なかさ 行い維持管理しながら、 刈及び中州の撤去などを り、引き続き老朽化した

しかし、近年の降雨強

あり、 慮した抜本的な改修を検 も河川全体の安全性を考 工事に伴い護岸の改修が 通街路計画での柳橋架替 0 は、 討します。 宮園橋架替工事、 ま 高校前通街路計画 接続する既設護岸 中 長 期 薄 的 田 に

断しています。 で、十分対応できると判 山事業、さらには、 計画にある砂防事業や治 対策見直し強化は、 活用して進めていくこと 他各種補助制度を有効に 十七、 総合計画の治水 その 総合



10月5日 赤い羽根共同募金運動

佐 藤 英 議員 無 所 禹

北電による泊原子力発電所三号機に **おける「やらせ」について**

導入を容認した。 検討会議の提言をもと 得られたとしたプルサー に、プルサーマル計画の もとに住民からの理解は ウム、アンケート調査を マル計画に関する有識者 か町村首長は、シンポジ 北海道知事及び関係四

たわけです。 あり、架空のものであっ せ」による虚偽のもので しかし、「住民の理解」 北電が行った「やら

はあり得ません。 プルサーマル計画の続行 の理解」を前提にした、 作られた虚偽の「住民

北電に対してどのような 対応をしたのか。 地元住民を欺いた

源エネルギー庁にはどの 意識を作られた経産省資 北電に虚偽の住民

ような対応をしたのか。

か。 抗議をするべきではない ξ 北電に対して強く

のではないか。 明性の確保に努めるもの 虚偽の情報は、安全協定 とする」に違反している 的に情報公開を行い、透 第一条の二(情報の公開) 一地域住民に対し、積極 四、「やらせ」による

ではないか。 た同意は、無効とすべき 五、安全協定に違反し

るプルサーマル計画の白 を欺いた虚偽の手続によ 紙撤回を求めるべきでは 六、地元住民及び道民

ないのか。

町長

求めています。 関する公開シンポジウ 事実関係の詳細な調査を らは、推進意見の依頼に ついて遺憾の意を伝え、 ム」に係る件では、私か 「プルサーマル計画に 一、平成二十年十月の

す。 三者委員会を設置し、慎 するよう再度求めていま 重かつ詳細な調査を実施 憾の意を伝え、早急に第 あった件についても、遺 国への報告に誤りが

聞いており、現時点では、 るように指示があったと いません。 国への対応は特に行って 産業省から北電に対し、 告の誤りについて、経済 口頭で、徹底的に解明す 二、この度の国への報

残念と考えます。 ことについては、

ないものと考えます。 らせ」問題との関連性は れており、ご指摘の「や 管理等の業務を指すとさ 射性廃棄物管理、放射線 運転管理、 発電所の保守運営とは、 従って、原子炉設置変 四、五、この条文中の 燃料管理、放

解についても、影響を与 更許可申請に係る事前了

ずは、調査の結果を待ち 提言するとしており、ま に実施し、 認や認定を適切かつ厳格 等への要請問題について たいと考えます。 員会が設置され、事実確 は、九月三日に第三者委 二、シンポジウム参加 再発防止策を

北電、ひいては、原子力 頼を損なう結果となった 発電所に対する住民の信 一方で、今回の問題は、 非常に

は至っていません。

サーマル計画は白紙 すべきではないか。

えるものではないと考え

ます。 要望等も十分踏まえた中 会議の提言を重く受け止 白紙撤回を求める考えに たものであり、現時点で、 に了解する旨の回答をし で、国の安全審査を前提 については、有識者検討 六、プルサーマル計 町議会のご意向やご 画

再質問

できるのか。 三者委員会で真相が解明 一、北電が設置した第

ないのか。 安全協定は、一、二、三号 「やらせ」は違反では 機が対象であり三号機の 二、平成一七年改正の

理解」を前提にしたプル 作られた「住民の

判断したいと考えます。 り、調査の結果を待って みは理解できるものであ ており、これらの取り組 を設置して調査するとし 識者による第三者委員会 一、北電では、

えます。 の関連性はないものと考 協定と「やらせ問題」と えての改正であり、 は、三号機の試運転を控 二、平成十七年の改正 安全

と考えます。 証委員会において、 影響については、国の検 における 合は、適切に対応したい する課題が確認された場 二、福島第一原発事故 MOX燃料の 起因

前 田 久 議員 所 禹

保育所・公営住宅・道路等の 基準はどうなるのでしょう

問

二十八日、可決成立しま は、平成二十三年四月 地域主権関連三法案

村で二十一項目と言われ 営住宅・道路など、市町 める事項は、保育所・公 自治体が条例で基準を定 施行されることとなり、 ていますが。 は二十四年四月一日から 条例制定が必要な条項

後の条例制定作業の工程 一、岩内町における今

の改革理念の実現に向け 域で決める」という今回 た具体的方策は。 二、「地域のことは地

■町長■

ち、本町に該当する項目 な条項十三項目のう 市・中核都市などを除く、 係る作業工程は、指定都 行います。 市町村で条例制定の必要 について、条例整備等を 一、今後の条例制定に

ら、 な情報収集を図りなが 政省令などが示されてい ら具体的な基準を定めた 日までに必要な条例整備 ないため、今後も積極的 案し、定められた施行期 現在、国及び北海道か 地域の実情などを勘

等を進めます。

見公募などの方法のほ 要望を聞くしくみにつ も参考とし、町民の意見・ まで同様、広報紙、町公 準のうち、 けた具体的方策について いて十分検討します。 か、他の自治体の例など 式ホームページによる意 るものについては、これ 反映することが可能とな 示される具体的な整備基 は、今後、関係省庁から 二、改革理念実現に向 地域の実情を

■再質問■

十三項目の条例は。 一、地域主権関連法案 岩内町に該当する

とは。 一日から施行される項目 二、平成二十五年四月

町

制 条例制定の検討項目が 等に関する条例の改正が 開発促進関係では、条例 項目が一項目。職業能力 連では、条例制定の検討 討項目が三項目。河川関 関連では、条例制定の検 例の改正が二項目。道路 項目及び岩内町営住宅条 項目。公営住宅関連では 条例制定の検討項目が四 岩内町水道事業等の設置 一項目、以上十三項目で 定の検討項目が一項 、介護保険関連では、 公営企業関連では、

す。

項目が該当します。 公営企業関連を除く十二 二、十三項目のうち、

質

お聞きします。

まちづくりとは

問

のか

づくりを進めているので

原発に依存せずにまち

ちづくりとはどうゆうも

えているのも事実です。 進出企業と捉え、共存共 や雇用に大きな影響を与 りはありませんが、一方 づくりを進めているつも の依存を前提にしてまち に対し、「私は、原発へ によせられた原発とまち 栄を図っていくことが町 からは泊発電所を有力な で、泊発電所が町の経済 づくりの町民からの質問 中略)経済や雇用の面 町長は、「私の思い

るのでは。

二、北海道電力の隠蔽

たまちづくりになってい 現実的には原発に依存し が、つもりはなくとも、 集めることとなります あれば、全国的な注目を

解願います」と回答して 考えておりますのでご理 勢発展のためには必要と るか。 きるパートナーとして共 在でも、同電力を信頼で 体質が明らかになった現 存共栄は可能と考えてい

り議論を深かめるために そこで今後のまちづく 曲を。 なれば岩内町は、夕張市 策が変わり、原発がなく 可能とするならその理 三、国のエネルギー政

一、町長の考えるま

の二の舞になるのではな

杞憂にすぎないのでしょ ますが、町長にとっては、 いかと危惧する者であり

と考えます。 進出企業と捉え、安全・ らは、泊発電所を有力な を図っていくことが重要 転を大前提に、共存共栄 安心な原子力発電所の運 一、経済や雇用の面か

ちづくりを進めているつ の依存を前提にして、ま 取り組みが不可欠と考え ら、住民と行政が情報や には、従来の行政主体か ることであり、現状にお れるまち」の実現を目指 豊かさと心の充実が得ら もりはありません。 ており、原子力発電所へ り」を進める「協働」の 分担しながら「まちづく 解と信頼のもとで役割を 目的を共有し、互いの理 いて、これを推し進める し、各種の施策を展開す くりの理念は「経済的な 何れにしても、まちづ

問題」 二、この度の「やらせ 北電、ひいて

> う結果となったことは紛 る地域住民の信頼を損な 常に残念です。 れもない事実であり、非 は、原子力発電所に対す

く所存です。 で取り組むよう求めてい 信頼の回復に向けて全力 北電に対しては、今後、

可欠と思う次第です。 ゆる法令遵守の強化が不 可能にしていくために 子力発電所の運転を大前 コンプライアンス、いわ は、まずは、北電社内の のと考えており、これを いかなければならないも 提に、共存共栄を図って ますが、安全・安心な原 また、繰り返しになり

が町の経済や雇用に大き のではありません。 は事実です。 な影響を与えていること くり」は、原子力発電所 への依存を前提としたも 三、岩内町の「まちづ 一方で、原子力発電所

エネルギー調査会が早け 画の改定を行う総合資源 国のエネルギー政策の動 向は、エネルギー基本計 こうしたことからも、

> の審議等の経過を注視し れば九月下旬には始まる ていきたいと考えます。 予定となっており、今後

■再質問■

いるか。 りの目的を、どう考えて 一、町長は、まちづく

出てこなかったか。 今回のようなやらせは、 アンスを遵守していれば 二、北電がコンプライ

■町長

ち」の実現だと考えます。 と心の充実が得られるま 域住民が経済的な豊かさ 一、まちづくりは、「地

おいて、事実確認が厳正 たいと考えます。 に行われることから、当 いては、第三者委員会に の公表を踏まえ、 該委員会による調査結果 二、この度の問題につ 判断し



■ 質 問

産業振興対策は進んでいますか

特別事業の進捗状況につ 定める過疎地域自立促進 いてお尋ねします。 疎地域自立促進計画」に 施計画である「岩内町過 新岩内町総合計画の実

を成果志向の行財政運営 ているのか。 の観点からどう評価され 着手した事業とその成果 平成二十二年度に

映されたのか。 度予算にはどのように反 価の結果、平成二十三年 二、平成二十二年の評

展開される考えか。 いるが、今後どのように 施策の展開が求められて 三、地域資源を生かす

ために、 きる地域社会の実現の 改正により、安全に安 二十二年三月の過疎法の 債の特別事業分は、平成 心して暮らすことので

> 度に商店街振興対策事 しています。 められ、平成二十二年 六千四百五十万円を充当 など十事業の財源として

は、地域振興協会補助事 また、平成二十三年度

一、二、過疎対策事業 起債発行が認

防犯街路灯補助事業

います。 発行を北海道に協議して て七千百六十万円の起債 業、高齢者福祉支援事業 など十六事業の財源とし

具体的な施策展開とし

有効と考えます。 ことから、財政運営上、 七十%が、普通交付税の 度において元金と利子の は町債の借入で、償還年 れ、交付税措置がされる 基準財政需要額に算入さ 評価は、予算計上年度

を図っていきます。 も慎重に検討を重ね活用 などにも影響を及ぼすた 債費比率や将来負担比率 財政健全化指標の実質公 行額については、今後と め、事業の選択、 ただし、借入金であり、 起債発

していくためには、限ら 二、まちづくりを推進

ます。

ることが必要です。 れた財源を有効に活

た岩内の文化・歴史を活 資源を再認識し、すぐれ 投資された施設・資源の とが重要と考えます。 源として再活用を図るこ かしながら、町の地域資 有効活用も含め、 策として、これまで先行 そのためには、 地域の 産業施

ろです。 計画に追加搭載したとこ 利活用検討事業」を過疎 ため、「大和地区深層水 施設の利活用検討を行う ては、本年度、陸上蓄養

再質問

お考えか。 という条例改正について 美術館の通年開館する

ŒŢ

歴史を生かしながら、町 し、すぐれた岩内の文化・ を図ることが重要と考え の地域資源として再活用 地域の資源を再確認

例 己又

教育委員会委員 蒔田裕氏 決まる!

提案された議案の説明を受けた後、 第三回定例会は、九月二日招集され、 ため、休会に入りました。 平成二十三年度各会計補正予算等を審議する 九月十二日に再開し、四名の議員により町政 議案審査の 町長より

九月十五日閉会しました。 案の審議を行い、全議案を原案どおり可決し、 各般にわたり一般質問が行われ、引き続いて議

全議案は原案どおり可決されました。

〇平成二十三年度一般会計補正予算

補正しました。 け・ます増殖事業協会負担金五十万円などを追加 福祉灯油購入助成金五百九十四万円及び日本さ

〇平成二十三年度介護保健特別会計補正予算 〇平成二十三年度国民健康保険特別会計補正予算 七百九十九万円を追加補正しました。 介護給付費国庫負担金超過交付償還金等一千九 療養給付金費等交付金超過交付返納金等約

〇平成二十三年度水道事業会計補正予算 百六十五万円を追加補正しました。

八十八万円を追加補正しました。 浄水場取水施設改修に伴う用地取得費一千九百

《その他

づき、 ○町道路線の認定について 町道路線の整備を図るため、 町道路線を認定しました。 道路法の規定に基

> 基づき、 栄団地の建替整備を図るため、道路法の規定に 町道路線を廃止しました。

○町道路線の廃止につい

念認 定

〇平成二十二年度一般会計歳入歳出決算認定

〇平成二十二年度国民健康保険特別会計歳入歳出決

○平成二十二年度老人保健特別会計歳入歳出決算認定

〇平成二十二年度臨海部土地造成事業特別会計歳入 歳出決算認定

〇平成二十二年度介護保険特別会計歳入歳出決算認定 〇平成二十二年度公共用地先行取得事業特別会計歳 入歳出決算認定

〇平成二十二年度深層水事業特別会計歳入歳出決算

〇平成二十二年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出 決算認定

〇平成二十二年度下水道事業会計歳入歳出決算認定 〇平成二十二年度水道事業会計歳入歳出決算認定 平成二十二年度各会計歳入歳出決算を認定しまし

入

○教育委員会委員の任命同意 蒔田裕氏の任命に同意しました。

た意見書

○森林・林業・ する意見書 木材産業施策の積極的な展開に関

○電力多消費型経済からの転換を求める意見書

○大規模災害時に備えた公立学校教職員派遣制 度の創設を求める意見書

○日本海海域におけるサクラマス資源造成に関 する意見書

全ての意見書を関係省庁に送付しました。









理解願いたいと思います。 第三回定例会での一般質問を中心に編集しました。 ぜひご覧になって、町の方針や議会活動もご 「議会だより百十四号」をお届けいたします。

お届けしています。議会の一部よりお伝えする ことができませんので、町政を一層ご理解いた たくため、町議会を傍聴してください。 なお、議会だよりでは、一般質問を要約して

お問い合わせください。 りますので、ご覧になりたい方は議会事務局へ なお、町ホームページ内の議会のページに、 会議の内容は、会議録に詳細に記録されてお

般質問の全文を掲載しておりますので、ぜひ

ご覧ください。 ださい。お待ちしております。 ありましたら、議会事務局までぜひお聞かせく また、議会だよりに対するご意見ご要望等が

となりました。 年ではありましたが、残すところ、 号の被害など二十三年は、明るい話題の少ない 三月十一日の東日本大震災や九月の台風十二 あと二ヶ月

皆さん来年は良い年になるといいですね

気軽にご連絡ください。 写真は、ご希望があれば差し上げますので、 議会だよりで使わせていただきました お

(議会運営委員会)